

埼玉工業大学の歴史 — 研究ノート —

渡部 宗助

はじめに

I. 戦前編 (1903年～1947年)

1. 沿革の概略
2. 東京商工学校の時代 — 20世紀の「実業教育」
3. 東京商工学校の「中興」— 教育事業の拡大 [以上、本号]
4. 大正期の飛躍と「工業」への特化
5. 経営者の交替と高等工学校 — 戦中から戦後へ

II. 戦後編 (1947年～2010年)

6. 新制・聖橋高等学校
7. 全国の先駆け — 私立聖橋高等工業専門学校
8. 1976年・埼玉工業大学の創設
9. 二学部時代の幕開け — 人間社会学部の設置

はじめに

本・埼玉工業大学の『学生便覧』(2010)の「大学の沿革」によれば、「明治36年2月 東京商工学校として浅草森下町に創設、明治43年4月 東京高等商工学校と改称」と記述されている。明治36年は西暦に換算すれば1903年であるから、本校は100年以上の歴史を刻んだ学校・大学であることが知られる。「教育制度論」の授業でその事実を学生に話すとビックリする。教育学・教育史の学徒として少しその歴史を辿って見たら、この学校・大学は教育史として大変興味深い対象であることが分かった。それで少し調べ直したら、「沿革」の「明治43年、東京高等商工学校と改称」のところが、怪しいということも判った。

もう一つ、本学には「大学沿革史」がない。本学への赴任が決まった時にそのことを知ったのだが、過去においてその編集・発行の試みがあった

が、実現しなかったと後で聞いた。

本稿を草するに至ったのは、この2点に発している。大学としての設立が1976（昭和51）年だから、今年（1911）で35周年である。この時期に「ノート」として記せば、将来の沿革史叙述に多少の参考にはなるであろう。本稿は、そのための私的な、試的な、そして史的なノートである。

1. 沿革の概略

本学の沿革を法制度史の枠組みで概略すれば、Ⅰ. 帝国憲法下の私立学校令（明治32年8月、勅令359号）に拠る「各種学校」期（1903～1947年）— 厳密には1944年に中等学校令に拠る「実業学校」としての工業学校になった — と、Ⅱ. 日本国憲法下の学校教育法（昭和22年3月、法律25号）及び私立学校法（昭和24年12月、法律270号）に拠る新制の「中学校・高等学校・高等専門学校・大学」期（1947～2011年）に区分される。この間、経営者の交替はあったが、110年近く一貫して私立学校として存続してきたのである。

前者のⅠ期はさらに、（1）東京府浅草区（現在は台東区）に産声を上げた東京商工学校期（1903～）、（2）聖橋高等工学校期（1938～）に区分される。（1）の東京商工学校期の末期・1935年（昭和10）には、東京高等商工学校と改称した。上に述べた本学『学生便覧』がそれを誤って「明治43年」（1910）改称と記した事項である。1910年に「学則」（公文書上は「規則」）であるが、細則等を含む広い意味で使用する）を改正したことは史料的にも確認されるのだが、その時校名の改称は行っていない。校名の改称は経営者の交替が行われた時期と重なる1935年で、その3年後の1938年（昭和13）にはさらに上記のように改称した。その再改称は単なる改称ではなく、「商業科」の廃止という学校の学科構成の変更、つまり学校としての性格の変更であった。（1）の時期は度々学則の改正を行っているが、それは①学科の改廃と入学資格の変更を伴う定員変更、②位置 — 校地・校舎 — の増設と移転によるものであった。（1）の時期は3回の増設・移転を行って、戦時下の（2）の時期に至ったのである。

後者のⅡ期 = 戦後期は、（3）中学校・高等学校期（1947～）、（4）聖橋高等工業専門学校期（1962～）、（5）埼玉工業大学・工学部期（1976～）、（6）人間社会学部の設置による二学部時代（2002～）に区分される。（3）

期に東京都から埼玉県に移転し、(5)期には専修学校専門課程としての「専門学校」の設置・廃止と大学院工学研究科の設置及び付属高等学校の併置が含まれる。

以上が、本学の沿革略である。このように、本学は学校教育制度史的に見ると極めて変化に富んだ、興味深い歴史を刻んできたのである。特にⅠ期においては、レベルの高い「各種学校」であったことが教育史的には重要である。東京都から埼玉県に移転した「東京工科学学校、現・日本工業大学」の歴史と相通じるのであり、比較の視点も意味があるように思われる。

2. 東京商工学校の時代 — 20世紀の実業教育

本学のルーツを辿ると確かに1903年(明治36)に遡る。東京都公文書館所蔵の「行政文書史料」からそれを確認することができる。(以下、特に断らない限りは、依拠する行政資料は東京都公文書館所蔵の文書史料である。その一部は、東京都立教育研究所『東京教育史資料大系』(8~10巻)にも採録されている。)

(1) 私立学校設立願

「明治36年 私立各種学校」と題する東京府第三課〔学事〕簿冊の中に関係史料が綴じ込まれている。その「私立学校設立願 私立東京商工学校」は、明治36年(1903)2月7日付で東京府知事宛に提出されている。当時の浅草区長が受け付けたこの文書は、2月9日に東京府第三課が受理した。先ず、この創設の全体像を示す公文書を、煩瑣を厭わず紹介することにする(漢字は常用体に改めた)。

私立学校設立願

今般浅草森下町一番地ニ 私立東京商工学校設立致度候間 御認可
成下度別紙申請書相添へ此段奉願候也

明治三十六年二月七日

東京市本郷区弥生町三番地

設立者 山下 谷次

東京府知事 男爵千家尊福 殿

| | | | |
|----------|---|--|--|
| 〔別紙〕 | 私立学校設立ニ付申請 | | |
| 目的 | 銀行 商社 社会社員 技手及び此等ノ実務ニ従事セン 欲スル者ニ適切ナル教育ヲナス | | |
| 名称 | 私立 東京商工学校 | | |
| 位置 | 浅草区森下町一番地 別紙甲号ノ如シ | | |
| 学則 | 別紙乙号ノ如シ | | |
| 経費及維持ノ方法 | 別紙丙号ノ如シ | | |

別紙甲号によれば、浅草区森下町一番地〔現在は、台東区寿町一丁目、済美小学校辺り〕には中学都文館分館校舎があり、これをそのまま使用した。276坪に2階建、1階に事務室・教員室、生徒控室、教室（2）、2階に教室（4）の図面が残っている。

別紙乙号による「私立東京商工学校規則」(全22条) から、主な条項を紹介する。

1. 目的は、設立「申請」に同じ(1条)、
2. 授業は、「午後五時ヨリ九時迄ノ間」(2条)、つまり「夜間学校」であった。
3. 学科は、「予科、本科トシ 本科ヲ商業科、土木科、機械科トス」(3条)、
4. 学科目(4条)と配当表は、

予科(第1～2学期)

修身(1)、和漢文(3)、作文(1)、習字(1)、英語(5)、地理(1)、
歴史(1)、数学(5)、理科(1)、図画(2)。

／ () は毎週教授時間で、計21時間⁽⁷⁷⁾

本科・商業科(第3～5学期)

修身、和漢文、習字、作文、数学、地理、歴史、英語〔以上は予科と同名だが順序が異なる〕、経済、法規、簿記、商品、商事要項、商業実践。

／ 毎週教授時間は、3～4学期・各計19時間、5学期・計23時間

本科・土木科(第3～5学期)

第3学期：数学(8)、物理(4)、力学(4)、地質鉱物(2)、

図画製図(2)。／ 毎週教授時間・計20時間

第4学期：材料強弱(2)、測量(2)、道路(2)、橋梁(1)、

鉄道墜道(3)、河海工学(2)、施行法⁽⁷⁷⁾(1)、図画製図(4)、

水理 (1). / 毎週教授時間・計18時間

第5学期： 第4学期に同じ

本科・機械科 (第3～5学期)

第3学期：数学 (8)、物理 (4)、力学 (4)、図画製図 (2).

/ 毎週教授時間・計18時間

第4学期：材料強弱 (2)、機械運動学 (1)、水力学及水力機 (2)、
熱学熱機及石油発動機 (1)、蒸気及汽閥 (2)、機関車 (1)、工場用
諸器械 (2)、図画製図 (6)、地形構造及煉瓦職 (1).

/ 毎週教授時間・計18時間

第5学期： 第4学期に同じ

5. 修業年限と学期は、「修業年限ヲニヶ年半トシ 之ヲ五学期ニ分ツ
第一学期～第二学期ヲ予科トシ 第三学期～第五
学期ヲ本科トス」(5条)、
6. 学期開始は、「第一学期ハ毎年四月一日ニ開設ス」(6条)
7. 入学は、「予科ハ凡テ無試験ニテ入学ヲ許ス」、「入学ハ每学期ノ始トス
但シ欠員アルトキハ何時ニテモ之ヲ許ス」(7条、8条)、
8. 入学資格は、「第二学期以上ニ入学希望ノ者ハ其前学期程度ノ入学試験
ヲ行フ 但シ中学校師範学校卒業ノ者ハ無試験ニテ第四学
期ニ入学ヲ許ス」(9条)、
この東京商工学校が、中等レベルだけでなく中等後レベルの実業・
実学教育を目指したことを示す重要な条項である。
9. 試験評定は、「一科百点ヲ以テ満点トシ一科四十点以上、平均六十点
以上ヲ及第トス」(15条)、
可否は、一科と全科平均の「二重基準」であることが注目される。
10. 学費は、「東脩」(=入学金) 予科・五十銭、本科・一円、
「月謝」 予科・一円、本科・一円五十銭、
「校費」 二十銭 (以上、20条)
当時、東京府の授業料は、高等小学校が1円、中学校が2円、実業
学校が1円、高等女学校が1.5円であり、小学校教員の初任給が
10円前後であった(『東京都教育史』2巻)。

「東京商工学校規則」には、他に入退学に関する手続き (保証人含む)
等の条項があるが、これらは全て当時の「私立学校令」(明治32年勅令359号)

に拠る東京府の「幼稚園盲啞学校其ノ他小学校ニ類スル各種学校及私立小学校等ノ設置廃止ニ関スル規則」(1900年東京府令27号)の申請方式に従ったのである。この「規則」の他に「生徒心得」(全5条)、「寄舎」[当分之ヲ設ケズ]、「職員規定」(全5条)があった。職員は、「校長、幹事、教師、書記」の4種で、幹事は「校長ノ命ヲ受ケテ校務ヲ整理」する教頭相当、書記は庶務会計に従事する。

別紙丙号の「年度経理予算」によってこの東京商工学校の経営とその規模が分かる。年間総予算が3,260円。「収入」の内訳は、予科生(100名)、本科生(100名)の所謂授業料収入(11か月)が計2,750円、束脩収入が50円(「規則」に関わらず本科生からは徴収せず)、校費収入(200名11か月)が440円、雑収入が20円であった。「支出」の内訳は、教師俸給2,200円(平均20円×10人、11か月)、書記等俸給204円(10円×1人+7円×1人、各12か月)、図書器械購入費300円、家税180円、雑費300円、積立金76円、計3,260円であった。

生徒納入金が収入の99%を占め、人件費支出は74%であった。収容定員が200名であるが修業年限が2年半であるから、第五学期の収容生徒数は300名になるはずである。因みに図面に依れば、18坪の教室が4室、15坪の教室が2室、計6室(1階2室、2階4室)が用意された。具体的な時間割や教科書類は不明であるが、「設立願」(申請)から、この「東京商工学校」のイメージはある程度描けるであろうが、もう一つ資料を紹介しておこう。

創設3年後と推定される1906年(明治39)頃に学校が発行した「要覧」と称すべき『東京商工学校規則』(小型・16頁・活版)には、その巻頭に「東京商工学校設立の旨趣」(「明治三十六年三月」)が掲げられている。「規則」(1条)の設置目的をより敷衍したものとして全文引用しておく[句読点は引用者]。

近時我商工業の漸く發展するに従ひ技手徒弟の需用日を追て盛なり。蓋し商工業家の技手徒弟に待つ所は単に学理の豊富を求むるに非ずして其技能の敏活当用を得るにあり。之を以て此際適當なる方法により此等技手徒弟の速成を図り以て今日の急務に應ぜば、一は従来遲滞せる商工業の一新を促がし、一は青年自営の道を容易ならしめ、施きて国家の經濟を昂進せしむる所以にして、商工学校の設立各地方に続々たるもの故ありと謂ふべし。

惟夫れ既設の学校に到りては其授くる所高きに失せざれば即ち卑きに過ぎ、或

は晩年に至りて初めて此学に志す者^(ママ)或は僅かに初等教育を卒へて緒に就くもの或は昼間他の業務の為に妨げらるるもの等を取容し、實用速成を旨とし之に適當なる学理と応用の道とを授くものに至りては我輩窃に其發達の遅々たるを遺憾とす。

是れ大方諸君の補導贊助を仰ぎ以て本校を開設せる所以なり。若夫れ校舎の地位にありては幸に工業の枢紐たる本所深川に連り又商業の中心たる日本橋京橋に接す、以て聊か学生教養の便利に適し、斯界に貢献する所あるに庶幾からむか。

当時の「商工業」界における人材需要に対する供給不足と多様な学習・修業希望に応えんとする心意が伝わってくる。

(2) 山下谷次と中学郁文館

「東京商工学校」の設立者・山下谷次はどういう経歴の持ち主であったろうか。「設立願」に添付された「履歴書」をもとにその人物像を描いてみよう。

山下谷次は、1872年(明治5)2月生まれの「東京府平民」。1887年(明治20)7月「私立尋常中学明道館卒業」、翌年「初等教育ニ従事」。1889年(明治22)3月「京都私立尽誠舎」に入学、同年12月卒業、翌1890年(明治23)に同 京都尽誠舎「幹事兼教師」。翌年東京に出て「数学英学ヲ研究」、1892年(明治25)再び京都尽誠舎「幹事兼教師」、傍ら「溫和 [知か] 学会」を設立し、英学数学を教授、兼「東山学院」で数学を教授。1893年(明治26)4月～1897年(明治30)6月、東京市「郁文館尋常中学ノ教授ヲ囑託セラレ傍ラ事務ヲ掌ル」。1897年7月「京華尋常中学校幹事兼教師」、翌年9月辞職。1899年(明治32)3月～「尋常中学郁文館分館幹事兼講師」。

これによると、東京商工学校の設立者である山下谷次は、当時「私立」中学郁文館分館の「幹事兼講師」であった。その「分館」校舎を借用して東京商工学校を創設した。それより以前1893年から4年間、郁文館に勤めているが、その職務は教員職と事務職兼務のようである。

中学郁文館〔現・郁文館高校〕は、1889年(明治22)磯江潤によって創立された学校だが、そこに残された記録によれば、山下谷次は、「香川県那珂郡十郷村大字十郷 平民」で、1885年(明治18)「尋常中学程度明道館

ニ入り」、1888年(明治21)3月「同館退館ス」とある。そして同月、京都私立尽誠舎に入り、翌1889年3月卒業して、同月「尽誠舎幹事兼教員拝命」、1892年(明治25)7月「閉舎ト共ニ辞職ス」とある。翌年1893年(明治26)4月「尋常中学都文館講師ヲ托セラレ現 [1896年]ニ勤務中」とある(「都文館」、『東京の中等教育』(一)、1972)。そこで、山下は講師として「数学」を22時間受け持った。次いでに言えば、この磯江潤は京華尋常中学校の創始者でもあった。

以上2種の多少異なる履歴を見るとその曖昧さは否定できないが、山下は日本の近代教育制度成立期の所謂「正則・正規」の中等教育や高等教育を受ける機会には恵まれていない。「明道館」は香川県の中レベルの私塾か、学校だったと推測されるが、詳らかでない。また、京都の私立尽誠舎は1889年(明治22)に京都府に私立学校設置の伺い提出し、同年10月に認可された学校だが(「明治22年中 私立学校伺上申」、京都府総合資料館所蔵)、設立者・大久保彦三郎は1959年(安政6)年香川県三野郡に生まれ、高松中学校を経て、京都、東京で漢学を学び、1884年(明治17)に出身地で私立忠誠塾を開いたという履歴であった。いずれにせよ、山下は、明治の半ばに上京し、21歳で私立中学都文館の講師をしながら事務職にも就き、そこでキャリアを積んで、31歳で「東京商工学校」を立ち上げたわけである。

(3) 20世紀初頭の実業・実学教育

ところで、山下は何故に「商・工」という実業・実学に目をつけたのであろうか。日本の近代化において、「日清・日露」の「戦間期」(1895～1904)は、「富国・強兵」が「産業革命」を介して大きく胎動した時期である。同時に教育制度の整備も進んだ時期である。年表風に辿れば、

- 1897年 帝国大学官制改正(京都帝国大学の設置)
- 1899年 中学校令改正(一府県一中学校の廃止)、
同 実業学校令、高等女学校令(中レベルの学校)
- 同 私立学校令(不平等条約改正対応と各種学校規制)
- 1900年 小学校令改正(4年義務制の確立)、師範教育令
- 1903年 専門学校令(低度の大学)

つまり、初等教育から、中等教育、高等・大学教育までの全階梯の教育制度が体系的に整備されて、極論すればこの制度体系は1940年代の「アジア・太平洋戦争」まで維持されたと見ていい。1910年代後半・大正期はこの体系下で量的拡大—特に高等・大学教育において—が行われた。もう一つ重要な事は、男子だけを対象として「強兵」に特化した、帝国陸・海軍の教育体系が重要な位置を占めていた。そのことは他方において女子に特化した婦徳と家事教育の制度も準備されたのである。それらも、基本的には義務教育体制の整備（1907年から6年制）の上に構築されていた。

このような中で、教育制度の上で第二軍的な位置にあって、一面で不安定、他面で固有の（proper）位置を占めていたのが「実業教育」であり、近代社会の「インフラ」を担う人材養成部門であった。19世紀末からのこの「実業」界の人材養成の舞台に登場したのが、中等段階の実業系学校であった。そのような趨勢の中に「東京商工学校」も設立されたのである。この状況をもう少し詳しく見てみよう。

実業教育に対する近代国家としての先駆的政策は、実業教育費国庫補助法（1894・明治27）であるが、それは「義務教育」に対する国庫補助法（1896・明治29）に先んじていたのである。この政策が主に対象にしたのは、初等後の実業教育、具体的には「実業補習学校」と呼ばれた、小学校に附置された学校であった。当時農業国であった日本において、特に「工業」に対する補助を重視したものであったが、その目的通りには実施されなかった。1900年（明治33）の「実業補習学校」は、全国で農業73校、商業33校に対し工業は29校に過ぎなかった。そのような中で1899年（明治32）に実業学校令が公布されて、工業補習学校よりはレベルの高い、文字通り「中等」レベルの実業学校の設立が図られた。実業と言っても当時の日本の産業配置は、農業、商業、工業の順であった。

因みに、20世紀初頭・1901年の「工業」分野の学校の設置状況を見ると、ハイレベルの「理工」の学理は両帝国大学（東京帝大の工科大学と京都帝大の理工科大学）、そのエンジニアリングと「技師」養成が期待された「官立工業学校」（東京、大阪）が高等工業学校となったのが1901年。しかし「技手」「職工」とよばれた中堅技術・技能者の養成学校は、中等レベルの実業学校としての府県立工業学校と「より低度」の「徒弟学校」とを合わせても、全国的に50校にも満たなかった。しかもその多くは地場産業を背景にした「染織」、「窯業・陶器」、「木工・工芸」等の近代的大工業の前段階の

もので、「電気」も未だしという状況にあった。工業学校について言えば、当時首都圏では東京府立織染学校、栃木県の足利工業学校の2校に過ぎなかった。埼玉県の最初の工業学校は、1907年（明治40）に設置された川越工業学校（染織科）であった。軽工業から重工業への過渡期にあった日本で、近代的工業化の指標とも言うべき製鉄業、官立八幡製鉄所の操業開始は1901年である。

このような中で、東京などにおいては、「商業」とともに「工業」系各種学校とその卒業生には需要があったのである。設立した私立「東京商工学校」その後の足取りを見てみよう。

（4）創設期の「東京商工学校」 — 『進学・遊学案内』より —

創設期の状況を伝える資料は極めて少ない。20世紀前後における全国的な中等教育の普及に伴い、地方から東京への中等・中等後への「進学・遊学」熱は高まっていた。それに対応して、沢山のガイドブック — 「進学・遊学案内」の類 — が刊行された。例えば、酒井勉『男女 東京遊学案内』（修学堂書店）などは、1905年（明治38）の初版発行以来、毎年改訂版が発行されて6版・1910年まで出版された。残念ながらこの「案内」に「東京商工学校」が紹介される事はなかった。管見した中では、「東京商工学校」が初めて紹介されたのは高橋都素武『全国学校案内』（1908、内外出版協会）のようである。この種の「案内書」は、①男女別、②分野・領域別、③学校段階・学校種類別に編集されるのが一般的であったが、この高橋編著『学校案内』では、「第9編 農業及商業」中の「其6 甲種商業学校」で東京商工学校が紹介された。「甲種 商業学校」として位置付けられていることに注目したい。甲種 商業学校とは正式には、尋常小学校6年卒業を入学資格とする「4～5年制」の商業学校を意味するのであるが、ここでは「私立慶應義塾 商工学校」の次、「私立関西商工学校」の前に、「（8）私立東京商工学校」として登場する。その全文を紹介しておく。

東京商工学校は、明治三十六年の創立にかかり、甲種程度の実業学校にて、教科を商業科、電気科、及び土木科の三科に分ちて、修業年限を各三箇年とす。蓋し商工学校とは、商学科と工学科とを合置せる謂にて、前記慶應義塾の附属学校の如く、商学科と工学科とを調和せるの謂でない。卒業生は三十八年以来

前後三回出し、生徒現員は二百余名にて、校長は文学士棚橋一郎氏、主幹は山下谷次氏、講師は一樋〔名不明〕及び鳴居〔啓三郎〕の両工学士、俣野〔義郎〕法学士、牛尾〔信一〕商学士等十余名である。

ここで先ず気がつくのは、創立時にあった本科の機械科が電気科に替わっていた事である。それから、創立者である山下谷次は「主幹」職で、校長には棚橋一郎が就任している事である。棚橋は実は、校舎の貸手である中学郁文館の校長でもあった。創設期の東京商工学校は定員を200名と想定していたが、この創設5年後でほぼ定員を満たしていたらしいことが窺える。

機械科を廃止して電気科を設置したことが大きい変更点であったが、実はそれ以外でも注目すべきことが多々あり、それは要するに「規則」の大改正であった。

1906年（明治39）2月12日付で設立者である山下谷次から東京府知事宛に提出された「学校規則改正願」（東京都公文書館所蔵）には、学科の改廃以外に、

- ① 目的規定（第1条）で教育の対象を「男子」に限定する句を入れたこと、
- ② 予科・本科の編制は同じなのだが、その内容について前者を「普通学科」、後者を「専門ノ學術ヲ教授シ併セテ實地ニ就キ其応用ノ練習」と明確化したこと、
- ③ そして本科の修業年限を「1年半」から「1年」（前期・後期）に短縮〔予科と併せて5学期制から4学期制〕したこと、
- ④ 予科の入学資格を「義務教育ヲ了ヘタル年齢以上」と限定したこと
—「義務教育課程」修了に重点があったのか、「年齢」に重点があったのかは不明—、
- ⑤ 授業時間を夜間から「午後及夜間」に拡大し、毎週教授時数を予科、本科とも、「24時」に増加したこと、
- ⑥ 入学試験料を新設し（1円）、「束脩」と「月謝」を予科、本科共に夫々50銭値上げして、前者を1円と2円、後者の月額を1円50銭と2円にしたこと、
- ⑦ 職員に、校長を補佐する「主幹」と、校長・主幹を補佐して「教務ヲ掌理」する「科長」とを夫々置き、併せて「教師」を「講師」に改称したこと、
- ⑧ 生徒には「制服、制帽」を着用させたこと等々の改正であった。

更には、本科各科の後期への編入学資格を「中学卒業」とするなどのレベルアップも図った。形式的には「規則」本則の別立てであった「生徒心得」、「職員規定」、各科「学科及配当表」を本則に編入したので、「私立東京商工学校規則」は、全22条から全9章45条に整備された。

このように、東京商工学校は、修業年限は「2年」であったが、中等と中等後を併せ持つ実業学校として内容の整備充実を図ったのである。それ故にその後、進学・遊学の諸「学校案内」にも掲載される全国区の学校となったものと思われる。

それでは、創設後の3年間の状況はどうであったか。長坂金雄編『全国学校沿革史』(1914)には、創設「当時未だ実業教育熱今日の如くならず入学者甚だ少なく経営困難を極めたり」として、生徒数は募集時「七十五名」、最も少なき時は「二十四、五名なりき」と記述してある。この記述は上の「改正」後に書かれたのだが、その「沿革」で述べられているものである。この時点では、東京商工学校を工業系学校に分類していることは重要な点である。

3. 東京商工学校の「中興」— 教育事業の拡張 —

(1) 定員増

1906年(明治39)2月の改組を経た新学期の生徒数は、「吉」と出たのであろうか、翌1907年(明治40)7月に再び「規則」改正を行って、その定員を「二百名」から一挙に「五百名」に拡張した。実は、それまでの「規則」には定員を示しておらず、その「年度予算書」から200名と算定したのだが、この1907年の「規則」再改正で、新たに定員条項「本校生徒定員ヲ五百名トス」(2条)を設けるとともに、授業時間を「午後及夜間」をより具体的に「午後 自午後一時半至午後五時、夜 午後五時至午後九時」と明示した。後者の授業時間は実態に対応させたのであろう。定員の内訳は不明だが、予科が200名、本科の三科が各100名と推定される。

先にも紹介した『東京商工学校規則』(小型・16頁・活版)の「規則」には、全9章45条に新たに第2条挿入があり「第二条以下順次繰下格」と欄外書き込みがあるので、この時の再改正で全9章46条になったことが分かる。この巻末には「職員」名簿があり、講師29名(校長、主幹含む)を揃え、

さらに賛助員7名 — 東京市長・尾崎行雄、東京高等商業学校長・松崎藏之助、東京高等工業学校長・手島精一、芝浦製作所技師長・岸 敏二郎、清水組支配人・原 林之助ら錚々たるメンバーを含む — が掲げられ、最後の頁（表紙裏）には「本校卒業生ノ就職所」が紹介されている。官公庁や民間企業等46所が掲げられている。その所在地域は関東に多いが、北は青森市役所から南は福岡県庁まで及んでおり、おそらく創設以来4年の卒業生の主な就職先を挙げたのであろう。東京商工学校が、商業学校類としてではあったが、初めて全国で紹介された高橋編著『全国学校案内』（1908）ではこの再改正「規則」による更新されたデータが織り込まれていたのである。

ところで設立者・山下から府知事に提出された校長・棚橋一郎に係る「校長依頼認可願」に、棚橋の履歴書が東京都公文書館に残されているが、その日付は「明治四十二年十一月八日」である。私立学校としての各種学校の校長依頼が府知事の認可事項であったか、届出事項であったかは私立学校令、同施行規則との関係で微妙であるが、実際は棚橋はその2年前には既に校長に就任していたと推定される。

その履歴書によれば、棚橋の族籍は平民であるが、1862年（文久2）生まれ、愛知英語学校、東京大学予備門を経て1884年（明治17）東京大学文学部を卒業。同時に予備門御用掛そして同教諭、第一高等中学校 [所謂一高] 教諭、陸軍幼年学校教官等のエリートとしてのキャリアが窺われる。1889年には磯江潤と共に「私立郁文館」を設立して館主として私立学校経営にも従事していた。この時、山下谷次は10歳年上のエリート・棚橋の知遇を得たのであろう、1899年に郁文館分館幹事となった事は先に紹介した。棚橋が東京商工学校長に就任したと思われる1906年（明治39）当時、棚橋は岐阜県選出の衆議院議員であった。この間、1895年から1897年には女子高等師範学校歴史科講師も務めた。このような経歴を持つ棚橋の人脈が上述の東京商工学校の賛助員メンバーを揃えるのに役立ったのであろう。いずれにせよ、以後、東京商工学校の経営は軌道に乗って、順調な歩み始めたと言えそうである。

1910年（明治43）7月にも「規則」を改正したが、それは学年の始めを4月1日と9月1日の「二重学年制」（雁行制）を取り入れたこと（7条）、夏期と冬期の休業を各6日間短縮したこと（8条）、本科後期の月謝を2円から2円50銭に引き上げたこと（29条）の3点であった。

この間のことを、先にも紹介した長坂金雄編『全国学校沿革史』(1914)は、「明治四十一年〔1907年の「規則」再改正の翌年〕以来校運次第に隆盛に趣き在學生七百名を降らざる盛況に達せり」と記述している。また、今井翠巖編著『最近調査 男子東京遊学案内』(1909、博文館)も、1907年の「規則」再改正後の紹介を行い、特に講師陣については「学士其他専門講師三十余名あり」、就職紹介についても「賛助員には当代名士学者官公吏初め都下屈指の実業家数十名あり、されば卒業生の就職も本校の紹介と両々相共に大なる便宜あり」と、この種の紹介として多少割り引く必要はあるが、その順調な経営を説いていた。この『遊学案内』では、東京商工学校を工業系学校に分類していることに注目したい。

また、『東京毎日新聞』(1910.8.30)等の大手新聞には、改正による「九月学年始め」実施を前に「生徒募集」の広告を載せたが、その内容は次のようなものであった。

- 学科を予科 商業科 土木科 電気科、
 - 修業年限予科一年 本科一年、
 - 卒業生は本校より就職せしむ、
 - 入学資格予科前期無試験、
 - 中学卒業生は本科後期無試験、
 - 新学年9月5日開始、
- ▲ 規則書入用の者は2銭郵券を要す、

ゴシック部分は、原紙では活字を大きくした事項で、強調したかった事項と読み取れる。

(2) 資格付与と校舎の移転

もう一つ新たに始めたのが資格制度と関係を持たせたことであった。上の長坂編『全国学校沿革史』によれば、「明治45年1月に電気高等科を増設し通信省電気事業主任技術者第三級の検定試験に応じる準備を得しむ」とある。この電気高等科増設に係る「規則」改正に関する公文書は見当たらないが、その2年後1914年(大正3)12月に当校の定員増加(2,000名)申請に係る「規則」改正案において、東京府より「電気高等科」(7条)の

文言が「不穩当」であるという指摘がなされたのである。高等電気科設置が上のように1912年（明治45）だとしたら、東京府は一度は認可した電気高等科について、2年後にクレームをつけたことになる。その間の経緯は不明だが、そのクレームとは第7条の「電気高等科ハ高等工業学校電気科以上ノ程度ニテ電氣学ヲ教授シ併セテ通信省第三級電氣主任技術者資格檢定試験ニ応ズルノ準備教科ヲ修メシム」の下線部が「相当訂正スベシ」とされたのである。その事由は「現在同校ノ設備其ノ他ノ狀況ハ不可然ノ事被認候」というものであった。

そもそも、電気事業主任技術者資格檢定の制度は、1911年（明治44）9月に逓信省令（第27号）で定められ、同年11月に施行された事業である。一級から五級まで電気事業の種類に対応した等級制の資格であったが、それは大学、高等工業学校の卒業資格とリンクしていた。例えば、帝国大学電気工学卒業者は一級、高等工業学校電気機械工学卒業者は三級の如くである。この資格檢定制を東京商工学校は、いち早くその学科・カリキュラムに導入した。それは、1907年（明治40）に創設された「電機学校」（現・電機大学）も同様であった。この東京商工学校現行「規則」で指摘された下線部は確かに妥当性を欠くものであったろうが、後段の「檢定試験ニ応ズルノ準備教科」は特に問題とされなかった。

これらの教育事業の拡大は、校舎の狭隘を招くことは必定であったろう。実は上の「規則」上の不穩当指摘の半年余前の1914年（大正3）4月に、東京商工学校は「校地校舎移転願」を東京府に申請し、認可された。新校地校舎は、浅草区から神田区中猿樂町五の「順天中学校」校地・校舎を借り受けることにしたのである。理由は「都合に依り」としかないので、校舎手狭になり、さらに募集定員を増加するための移転であったとは断言できないが、申請書の生徒現員数は午後部128人、夜間部546人とあったのを、前者を訂正して「零」にしている。おそらく午後部の生徒が3月に卒業し、夜間部生は4月以降も残留していたことが窺われる。移転を前に午後部生の募集を控えたのかもしれない。この新しい「校地・校舎」は図面も残されているが、校舎坪数440坪・三階建、各階140坪強、15の普通教室の他「理化博物室」2つを備えたものであった。当時の中学校令施行規則に定められた「設備」（準則）に則った中学校の校地・校舎をそのまま賃借入した結果、校地は276坪から510坪に拡大した。そしてこの時点で、生徒募集定員を2,000名へと増員を計画していたと思われる。

先にも述べたように『全国学校沿革史』(1914)による、1912年(明治45)の「電気高等科」の新設の「規則史料」はない。そこで1914年(大正3)4月の「規則」改正時に添付された「現行規則」から、1912年改正内容を推定してみよう。

それによれば、全12章69条で一因みに、1907年(明治40)改正は全9章46条、1914年改正は全12章73条である—その章構成とその条項数からみると、1912年改正(推定)は1914年改正との類似性が高い。内容的にも1912年改正には、1907年規則には見られない新しい点が盛り込まれている。以下、1912年の主な改正点(推定)を列挙しておく。

- ① 目的で、従事すべき職域に「諸官衙」を、職名に「技師」を夫々追加したこと(1条)、
- ② 定員を500名から1,200名に増員したこと(2条)、
- ③ 基本組織を商業部、土木部、電気部にしたこと[それまでは「科」であった](3条)、
- ④ 編制は、予科、本科、新たに「電気高等科」と「撰科」を追加したこと、
- ⑤ 修業年限を、「二年半」とし、予科(1~3期)、本科(1~2期)の各期を「半年」とする。電気高等科は「一年」、撰科は「随意」とする(以上、4条)、
- ⑥ 予科は、「本科ニ必要ナル基礎学」を授ける[従来は「普通学」](5条)、
- ⑦ 「電気高等科」は、2年後に上述の「不穩当」と指摘された文言(7条)、
- ⑧ 「撰科」は、所定の科目中の「一科目若クハ数科目」を選択する(8条)、
- ⑨ 創立記念日を新設してそれを「三月二十日」として「休日」にしたこと(11条)、
- ⑩ 学科課程では、予科において地理歴史、簿記の廃止、和漢文の内容を「実業読本」[教科書名か]とし、土木部、電気部の本科にも修身、英語を追加したこと(5章関係)、
- ⑪ 高等電気科を、高等工業学校の電気科「程度以上」と自負した、その学科課程と毎週授業時数は、

電気理論 (3)、電気及磁気測定 (2)、電灯 (1)、電気機械及
変圧器並ニ附属器具 (2)、電気鉄道 (1)、発電所設計及整理
付原動機 (2)、電力輸送並ニ配電 (2)、蓄電池 (1)、物理学 (1)、
微積分 (2)、電気工事規定 (1) / 毎週授業時数・18時

休日は、年間「夏季・冬季休業」が約5週間と大祭祝日等であ
ったから、年間授業日は45週は下らないという過密な授業時数
であった(17条)、

⑫試験の評定についても「修身」だけは別扱いで60点以上を及第
とした[他は40点以上、平均60点で及第]。「追試験」制も導入
した(7章関係)、

⑬月謝免除の「特待生」制度を新設した(8章関係)、

⑭「学費」の改定も行なった。入学試験料は「入学手数料」として、
予科、本科は従来通り1円、2円だったが、撰科は2円、電気
高等科は3円、「月謝」は予科1円50銭[据え置き]、本科2円
50銭[50銭引き上]、撰科2円、電気高等科3円、実習費[新設、
土木部一学期のみ]2円、校費30銭[10銭引き上](9章関係)、

⑮「生徒心得」を厳格に規定し、併せて「賞罰」を設けた(11章関係)。

以上のように、1912年(明治45)の規則改正は大幅な改正であったと言
える。「実用速成」を徹底すると同時に、「学校経営」において、学校とし
ての体裁を整え、「費用対効果」を意識させるものであった。何か「モデル」
があったと思われるが、未調査である。

この改正の翌年・1913年(大正2)10月発行の帝国教育会編『東京遊学
案内』(大洋堂書店)にも、この改正に沿った、電気高等科、撰科とその学
費等を含む「案内」があるので、文書史料は不明だが、この1912年改正は
事実だったと思われる。但し、この『遊学案内』は東京商工学校を「商業
学校」類に分類していた。

この「電気高等科」新設という重要な1912年「規則」改正関係の行政文
書史料が不明なのは、その2年後・1914年12月の規則改正時に「不穏当」
規定が問題化したことと関係があると思われる。結果的には、「不穏当」
個所を削除して、1914年(大正3)12月18日に改正規則は認可された。そ
の改正の骨子は以下のようなもので、「六部」制の導入や訓育重視などを
含むが、2年前・1912年改正を略踏襲していた。

- ① 目的規定を簡略化して「実業界ノ中堅タルベキ技師技手及社員ヲ養成」するとした(1条)、
- ② 生徒定員を、1,200名から2,000名に増員したこと(2条)、
- ③ 組織に、建築部、機械部、工業化学部の三部を追加して「六部制としたこと(3条)、
- ④ 各部の修業年限を「二年半」として学年制を復活させたこと、撰科を廃止して新たに修業年限半年の「簡易商業科」を新設したこと(4条)、その学科の程度は、「甲種、乙種商業学校程度ヲ折衷セル実務的学科ヲ教授」(8条)、
- ⑤ 予科を、商業部と工業部(土木—電気、建築、機械、工業化学)とに分けたこと(12条)、
- ⑥ 建築部、機械部、工業化学部の本科「学科課程及毎週授業時数」の新設(16~18条)、
- ⑦ 電気高等科「学科課程等」の改訂と簡易商業科「学科課程等」の新設(19~20条)、
- ⑧ 生徒心得は「本校生徒ハ教育ニ関スル勅語ノ趣旨ヲ奉戴実践シ将来実業界ニ雄飛スベキ人格ト学芸トノ修養ヲ期スベシ」(60条)、
- ⑨ 職員に新たに「生徒監」を設け、校長等の命を受けて「生徒ノ動静」の監督に当たらせた。⑧を実効有らしめるために「訓育」を重視したものであろう。

こうして、東京商工学校は、1914年(大正3)4月に浅草区から神田区中猿樂町5番地の新しい校地・校舎に移転し、翌・1915年(大正4)には、6部(商業部と工業系5部)と簡易商業科、定員・2,000名の学校に発展したのである。1916年(大正5)5月発行の藤井衛『新撰東京遊学案内』(集文館)では、工業学校としてではなく、小学校卒業後入学できる私立の「商業学校」として紹介されたが、「高等科」のみの記載がある。

資料として、この1914年(大正3)12月認可時の新設・三部(建築、機械、工業化学)本科の「学科課程及毎週授業時数」を紹介して置く。

建築部本科

- 一期： 修身 (1)、英語 (3)、数学 (2)、応用力学 (3)、家屋構造 (2)、建築材料 (2)、日本建築 (1)、測量 (2)、設計及製図 (5)、配景 (2)、意匠 (1)、実習 (日曜) / 毎週授業時数・24時
- 二期： 修身 (1)、英語 (2)、数学 (2)、家屋構造 (2)、施工法 (2)、建築史 (1)、日本建築 (1)、鉄骨構造・鉄筋コンクリート (2)、衛生工学 (2)、仕様見積 (2)、設計及製図 (5)、配景 (2)、電気工学 (1)、実習 (日曜) / 毎週授業時数・25時

機械部本科

- 一期： 修身 (1)、英語 (3)、数学 (2)、応用力学 (4)、工場器具 (1)、熱機関及水力学 (3)、機械運動学 (2)、自動車 (1)、電気工学 (1)、設計及製図 (7)、実習 (日曜) / 毎週授業時数・25時
- 二期： 修身 (1)、英語 (2)、数学 (2)、工場器具 (2)、熱機関及水力学 (3)、機械運動学 (2)、地形構造及煉瓦工 (1)、製造冶金学 (2)、飛行機 (1)、設計及製図 (9)、実習 (日曜) / 毎週授業時数・25時

工業化学部本科

- 一期： 修身 (1)、英語 (3)、数学 (2)、化学 (2)、電気工学 (1)、電気化学 (2)、工業化学 (8)、実験 (3)、製図 (4) / 毎週授業時数・26時
- 二期： 修身 (1)、英語 (2)、数学 (2)、電気化学 (2)、機械工学 (2)、工業化学 (9)、実験 (3)、製図 (4) / 毎週授業時数・25時

(3) 分教場設置と新校舎の竣工

その後の東京商工学校は、簡易商業科を「高等商業科」に格上げしたが、その時期は不明である。1921年（大正10）12月には、さらに新校舎設置と定員増の規則改正の「申請」を行ったが（後述）、その書類に合綴された現行「東京商工学校規則」(全12章70条)には高等商業科が明記されている。1914年規則の簡易商業科（28～31条）が、ここでは「高等商業科」(28条)となっており、その関係で条項数は全73条から全70条に減った規則になっていた。

この「現行規則」[1915年～1921年か]では更に3点が改正されていた。一つは定員が2,000名から3,000名に増員されていたこと、二つには創立記念日を3月20日から2月19日に変更したこと。2月19日は、1903年（明治

36) に東京府が私立各種学校として認可した日だが、それまで創立記念日としていた3月20日の由来は不明である。三つには、職員組織の変更であった。主幹だった山下の校長に就任〔1914年4月か〕に伴い主幹ポストは廃止され、新たに「学監」— 校長ノ命ニ従ヒ教務ノ統一ヲ計ル — を置き、同時に、教員層を「教諭」— 生徒ノ教授訓育ヲ掌ル — と「講師」— 生徒ノ教授ヲ掌ル — の2つに分けた。さらには、「学科課程及週授業時数」にも変更が加えられていた。例えば工業部五科全てに「工業経済」、「工業簿記」が加わり、「商業高等科」では、「露語」(甲組)と「支那」(乙組)が週授業時数の約半分の12時数配当されていた。

1921年(大正10)頃に発行したと思われる『学則』(小型・40頁、活版)が残されているが、上の「申請」書類に合綴されたものと31頁までは同一である。この『学則』も「要覧」と言うべきものだが、その「沿革概要」には、「大正八年十二月生徒定員ヲ三千名ニ増加ス」、「大正九年一月東京市神田区西小川町ニ分教場ヲ設置ス」との記述がある。前者の定員増についての史料は見つかっていないが、後者の「分教場」の設置認可申請は、1919(大正8)12月23日付で提出された(『東京教育史料大系』10巻)。この時分教場に充てたのは、西小川町一丁目の私立東京中学校校舎で、「午後一時以降之レヲ分教場トナシ」と申請書には書かれている。現校舎における教室不足・狭隘さが窺える。

これらによれば募集定員を正式に3,000名に増加したのは1920年(大正9)4月の新学期からということであったが、校舎を時間制で借り受けるほど、定員を超えて生徒を入学させており、新学期を待たずに同年1月に西小川町に「分教場」を増設したということであったようだ。

この間の定員増をその認可年でまとめると、200名(1903年)→500名(1906年)→1,200名(1912年)→2,000名(1914年)→3,000名(1919年)であり、右肩上がりと言うべき上昇であった。

卒業生数は、1911年現在では481名で、東京府内の工業系「各種学校」の中では、東京工手学校(1889年設立、現・工学院大学)、攻玉社工学校(1901年設立)に次いで東京商工学校は3位であった。電気科については、電機学校(1907年設立、現・電機大学)や東京工科学校(1907年設立、現・日本工業大学)よりも多かったのである(天野郁夫『教育と近代化』玉川大学出版部)。

そもそも、工業に関する「各種学校」数は、実業補習学校や実業学校と

は異なり、20世紀初頭から「商業」や「農業」より段違いに多かったの
であり、1901年（明治34）から1912年（明治45）まで東京、大阪等全国で
204校の設立を見た（文部省実業学務局『実業教育五十年史・続』）。日本
の産業革命・工業化において、各種学校は、中級技術者・技能者を多数輩
出していたのである。

1921年（大正10）の東京商工学校の「入学案内」には、「創立[1903年]
茲に十有八年其間卒業生をだすこと実に二千余名」と述べ、特に電気事業
主任技術者資格検定試験では、「四級、三級、二級の及第者は本校卒業者
其多数を占む」と謳った。上の『学則』以後に作成されたと思われる、こ
の一枚ものの「入学案内」には、それまでになかった寄宿舎「商工学舎」
を牛込区山吹町に設置したことや「通学の特典」としての市内電車や市外
よりの鉄道運賃（「賃金」とある）の半額割引も報じている。

このような上昇気流に乗って、東京商工学校は、その1921年（大正10）
12月には、新たな校舎設置に及んだのであった。同年7月に着手した新校
舎（神田区淡路町一丁目）は、鉄筋コンクリート4階建、総建坪730坪、
生徒定員を7,000名（午前部2,000名、午後部2,000名、夜間部3,000名）とい
う計画であり、新校舎を本校とし、それまでの校舎（中猿楽町）を分校と
して、そこには夜間部生1,000名を収容するという次なる飛躍を遂げよう
としていた。

[以下、続く]